



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月28日火曜日 第2852号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の追加募集(2件).....	(総務管理課).....	94
自衛官候補生の採用試験(2件).....	(").....	94
行政書士法による行政処分についての公開の聴聞.....	(私学文書課).....	95
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(障がい福祉課).....	95
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課).....	95
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課).....	95
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	95
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課).....	96
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(").....	97
道路の供用開始(一般国道378号).....	(南予地方局西予土木事務所).....	99

公 告

土地(建付地)の売払い.....	(総務管理課)...	100
------------------	------------	-----

告 示

○愛媛県告示第187号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成29年2月28日

愛媛県知事 中村時広

- 男子(平成28年度3・4月採用分(追加募集))
平成29年3月1日(水)から
3月10日(金)まで

○愛媛県告示第188号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成29年2月28日

愛媛県知事 中村時広

- 女子(平成28年度3・4月採用分(追加募集))
平成29年3月1日(水)から
3月10日(金)まで

○愛媛県告示第189号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年2月28日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成29年3月11日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第190号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成29年2月28日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(女子) 平成29年3月11日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第191号

行政書士法（昭和26年法律第4号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する公開による聴聞を行う。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 期日

平成29年 3月 7日（火）午後 1時30分

2 場所

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁本館2階総務部入札室兼会議室

3 被聴聞者

- (1) 住所
四国中央市中曾根町752番地7
- (2) 氏名
近藤恵俊

○愛媛県告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
そよかぜ薬局	新居浜市中秋町1番地37生活協同組合 コープえひめ コープ中秋内	株式会社 サミット	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 1月15日

○愛媛県告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
一般財団法人積善会	新居浜市北新町1番5号	十全訪問看護リハステーション ずっと	新居浜市北新町1番5号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成29年 2月1日

○愛媛県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画汚物処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧

に供する。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第195号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
（般 - 27）第2425号	平成28年 2月6日	（株）加藤組	加藤 裕子	今治市国分6 - 4 - 18	平成29年 1月5日	建築工事業	建設業の廃止（一部）
（特 - 27）第17685号	平成28年 3月22日	（株）金建	宇田 美保	四国中央市金生町下分91 1	平成29年 1月12日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業、塗装工事業	建設業の廃止（一部）
（般 - 26）第15578号	平成26年 7月5日	田中勇建築	田中 勇	西条市国安1098	平成29年 1月20日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
（般 - 27）第14671号	平成27年 12月19日	インテリアシマ	嶋 満夫	四国中央市妻鳥町1852 - 13	平成29年 1月20日	内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 2月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成29年2月17日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字東三本木1583番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 33.90メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第197号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び内子町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年2月28日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸三産業株式会社
愛媛県八幡浜市松柏丙831番地
代表取締役 菊池 元宏
- 2 事業場の名称及び所在地
丸三産業株式会社 五十崎工場
愛媛県喜多郡内子町五十崎乙757 - 1
- 3 特定施設に関する事項

No.セ - 2 - 4

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設 二 精練機及び精練そう		
特定施設の能力	900キログラム/回		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工1ヶ月後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	8～15時間 3回/日		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	精練工程	漂白工程
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 13.0～14.0 最大 13.0～14.0	通常 10.0～11.0 最大 10.0～11.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.500 最大 7.200	通常 50 最大 100

化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,000 最大 5,600	通常 50 最大 100
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 75 最大 100	通常 5 最大 12
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 140	通常 10 最大 20
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 80 最大 120	通常 10 最大 25
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 115 最大 120	通常 115 最大 118

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理装置（前処理装置）

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工6ヶ月後		
使用開始予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	上向流汚泥膨張式嫌気処理装置		
処理施設の型式	上向流汚泥膨張式嫌気処理装置		
処理施設の構造	コンクリート構造+鉄板構造		
処理施設の主要寸法	縦 1.62メートル 横 12.515メートル 高さ 8メートル 直径 7メートル 高さ 16メートル		
処理施設の能力	1,000立方メートル/日		
汚水等の処理の方式	上向流汚泥膨張式嫌気処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11.0～13.0 最大 13.0～14.0	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,200 最大 3,400	通常 320 最大 340
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 2,800	通常 250 最大 280
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 41 最大 55	通常 39 最大 52

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 63 最大 78	通常 59 最大 73
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 44 最大 70	通常 43 最大 68
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 960 最大 1,000	通常 960 最大 1,000

備考 浄化槽処理水及び雑用水等(通常37、最大40立方メートル/日)を流入する。有機物をメタンガスにて回収する。

No.2 汚水処理装置

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着工6ヶ月後
使用開始予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	曝気・膜分離法
処理施設の型式	曝気・膜分離法
処理施設の構造	コンクリート構造
処理施設の主要寸法	調整槽 縦 7.6メートル 横 7.6メートル 高さ 5.5メートル 調整槽 縦 10.2メートル 横 9.4メートル 高さ 5.5メートル 曝気槽：膜分離槽・活性炭槽 縦 11.2メートル 横 21メートル 高さ 5.5メートル
処理施設の能力	1,000立方メートル/日
汚水等の処理の方式	好気膜処理・活性炭除去
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前		処 理 後	
		水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 360	通常 13 最大 15	通常 13 最大 15	通常 13 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 280	通常 18 最大 20	通常 18 最大 20	通常 18 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 39 最大 52	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10	通常 8 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 59 最大 73	通常 8.1 最大 10	通常 8.1 最大 10	通常 8.1 最大 10

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 43 最大 68	通常 1.9 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 960 最大 1,000	通常 960 最大 1,000

備考 汚水処理装置(前処理装置)で前処理後の処理水を流入する。処理水の状況に応じて活性炭装置を使用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 19
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 13
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.2 最大 11
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,360 最大 2,500

排水口No.2、3

排水口No.2、3は雨水専用排水口である。

○愛媛県告示第198号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び内子町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

愛媛県八幡浜保健所長 河野 英明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸三産業株式会社
愛媛県八幡浜市松柏丙831番地
代表取締役 菊池 元宏
- 事業場の名称及び所在地
丸三産業株式会社 五十崎工場
愛媛県喜多郡内子町五十崎乙757-1
- 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1

19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設

- ニ 精練機及び精練そう【No.セ - 2 - 1 ~ 4（4基）】
- ホ シルケツト機【No.セ - 1 - 6（1基）】

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の増設及び使用方法の変更

特定施設の廃止

汚水処理施設の増強、事業場から排出される汚水等の汚染状態及び量の変更

5 特定施設に関する事項

No.セ - 2 - 1 ~ 3（3基） No.セ - 2 - 1 ~ 4（4基）

		変更前		変更後	
特定施設の型式		立型円形高压釜（耐圧0.4MPa）		変更なし	
特定施設の主要寸法		直径 1.8メートル 高さ 3.7メートル		変更なし	
特定施設の能力		900キログラム/回		変更なし	
原材料の種類及び1日当たりの使用量		原綿 8,100キログラム 水酸化ナトリウム 540キログラム 浸透剤 60キログラム オゾン水 40立方メートル		原綿 11,100キログラム 水酸化ナトリウム 750キログラム 浸透剤 80キログラム オゾン水又は過酸化水素 572立方メートル	
特定施設の使用時間間隔		連続		変更なし	
特定施設の1日当たりの使用時間		8~10時間 9回/日		8~15時間 12回/日	
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし		変更なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	項目	精練工程	漂白工程	精練工程	漂白工程
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 13 最大 14	通常 10 最大 11	通常 13.0~14.0 最大 13.0~14.0	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 600	通常 15 最大 20	通常 6,500 最大 7,200	通常 50 最大 100
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 590 最大 600	通常 25 最大 30	通常 5,000 最大 5,600	通常 50 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 13 最大 20	通常 75 最大 100	通常 5 最大 12
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30	通常 120 最大 140	通常 10 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 70	通常 50 最大 60	通常 80 最大 120	通常 10 最大 25
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 282 最大 300	通常 90 最大 100	通常 460 最大 480	通常 460 最大 472

No.セ - 1 - 6（1基） 廃止

6 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理装置（前処理装置）【新規増設】

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工6ヶ月後		
使用開始予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	上向流污泥膨張式嫌気処理装置		
処理施設の型式	上向流污泥膨張式嫌気処理装置		
処理施設の構造	コンクリート構造 + 鉄板構造		
処理施設の主要寸法	縦 1.62メートル 横 12.515メートル 高さ 8メートル 直径 7メートル 高さ 16メートル		
処理施設の能力	1,000立方メートル/日		
汚水等の処理の方式	上向流污泥膨張式嫌気処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11.0~13.0 最大 13.0~14.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,200 最大 3,400	通常 320 最大 340
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 2,800	通常 250 最大 280
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 41 最大 55	通常 39 最大 52
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 63 最大 78	通常 59 最大 73
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 44 最大 70	通常 43 最大 68
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 960 最大 1,000	通常 960 最大 1,000

備考 浄化槽処理水及び雑用水等（通常37、最大40立方メートル/日）を流入する。有機物をメタンガスにて回収する。

No.2 汚水処理装置【既設】

	変 更 前	変 更 後																																				
処 理 施 設 の 型 式	曝気・膜分離法	変更なし																																				
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート構造ボリタンク	コンクリート構造																																				
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	調整・曝気・無酸素槽 縦 15メートル 横 32メートル 高さ 5.5メートル 嫌気槽 縦 7.6メートル 横 7.6メートル 高さ 5.5メートル 中和槽 縦 3メートル 横 6メートル 高さ 2.5メートル	調整槽 縦 7.6メートル 横 7.6メートル 高さ 5.5メートル 調整槽 縦 10.2メートル 横 9.4メートル 高さ 5.5メートル 曝気槽・膜分離槽・活性炭槽 縦 11.2メートル 横 21メートル 高さ 5.5メートル																																				
処 理 施 設 の 能 力	汚水処理装置 480立方メートル/日 中和処理装置 1,600立方メートル/日	1,000立方メートル/日																																				
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	嫌気、加圧浮上、好気、膜処理、砂ろ過、活性炭除去、中和	好気膜処理、活性炭除去																																				
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	変更なし																																				
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	変更なし																																				
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	変更なし																																				
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>処理前</th> <th>処理前</th> <th>処理後</th> <th>処理前</th> <th>処理後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>通常 8~12 最大 8~13</td> <td>通常 7~8 最大 7~8</td> <td>通常 6~8 最大 7~8</td> <td>通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0</td> <td>通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 370 最大 440</td> <td>通常 2.0 最大 2.0</td> <td>通常 4.0 最大 7.0</td> <td>通常 320 最大 360</td> <td>通常 13 最大 15</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 440 最大 450</td> <td>通常 3.0 最大 3.0</td> <td>通常 6.5 最大 10</td> <td>通常 250 最大 280</td> <td>通常 18 最大 20</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 36 最大 45</td> <td>通常 3.0 最大 3.0</td> <td>通常 7.0 最大 10</td> <td>通常 39 最大 52</td> <td>通常 8 最大 10</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)</td> <td>通常 78 最大 118</td> <td>通常 2.0 最大 2.0</td> <td>通常 1.0 最大 1.5</td> <td>通常 59 最大 73</td> <td>通常 8.1 最大 10</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	処理前	処理前	処理後	処理前	処理後	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~13	通常 7~8 最大 7~8	通常 6~8 最大 7~8	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 370 最大 440	通常 2.0 最大 2.0	通常 4.0 最大 7.0	通常 320 最大 360	通常 13 最大 15	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 440 最大 450	通常 3.0 最大 3.0	通常 6.5 最大 10	通常 250 最大 280	通常 18 最大 20	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 45	通常 3.0 最大 3.0	通常 7.0 最大 10	通常 39 最大 52	通常 8 最大 10	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 78 最大 118	通常 2.0 最大 2.0	通常 1.0 最大 1.5	通常 59 最大 73	通常 8.1 最大 10	
項 目	処理前	処理前	処理後	処理前	処理後																																	
水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~13	通常 7~8 最大 7~8	通常 6~8 最大 7~8	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0																																	
生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 370 最大 440	通常 2.0 最大 2.0	通常 4.0 最大 7.0	通常 320 最大 360	通常 13 最大 15																																	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 440 最大 450	通常 3.0 最大 3.0	通常 6.5 最大 10	通常 250 最大 280	通常 18 最大 20																																	
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 45	通常 3.0 最大 3.0	通常 7.0 最大 10	通常 39 最大 52	通常 8 最大 10																																	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 78 最大 118	通常 2.0 最大 2.0	通常 1.0 最大 1.5	通常 59 最大 73	通常 8.1 最大 10																																	

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 65	通常 1.0 最大 1.0	通常 1.0 最大 2.0	通常 43 最大 68	通常 1.9 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 395 最大 425	通常 1,105 最大 1,175	通常 1,500 最大 1,600	通常 960 最大 1,000	通常 960 最大 1,000

備考 汚水処理装置(前処理装置)で前処理後の処理水を流入する。処理水の状況に応じて活性炭装置を使用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 7.0	通常 11 最大 15
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 10	通常 16 最大 19
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.0 最大 10	通常 9 最大 13
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 9.2 最大 11
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0	通常 2.0 最大 3.0
	汚水等の1日当たりの量	通常 1,500 最大 1,600	通常 2,360 最大 2,500

備考 変更後は、不織布洗浄水(通常1,400、最大1,500立方メートル/日)をあわせて排出する。

○愛媛県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町大字下泊字コキウラマツ2222番2地先から 同字コ2232番まで	平成29年 2月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 2月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
松山市畑寺町丙238番26	畑	19,221.66㎡	倉 庫	軽量鉄骨造鋼板葺平家建	64.80㎡	46,600,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

ウ 農地法（昭和27年法律第229号）第3条又は第5条の規定による許可又は届出の受理の権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有しない者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成29年 2月28日（火）から 5月29日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成29年 5月29日（月）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成29年 4月17日（月）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成29年 6月19日(月) 午前11時

(2) 入札及び開札の場所

松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第一別館 3 階第 3 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。